

平成30年度 粕屋町社会福祉協議会事業方針並びに事業計画

基本理念

みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉 だれもが安心・安全に暮らせる地域社会をめざして

- 目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
- 目標2 安心で安全な暮らしを支える基盤づくり
- 目標3 みんなが気軽に参加できる環境づくり
- 目標4 社会福祉協議会の基盤強化

I 基本方針

近年、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、地域の中での「つながり」、「絆」の大切さが見直され、その再構築に向けた取り組みが求められています。

現在、国の方では、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定をされ、その中で、支え合いの形の再編を目指す「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、「地域共生社会」をキーワードに、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援すること等が示されています。

社会福祉協議会では、地域福祉を推進する中核団体として長年にわたって住民主体を旨として、住民の福祉ニーズ及び生活課題に立脚し、その解決のため、住民の方々への参加と組織化を推進してきました。

しかしながら、これまでの地縁型の組織を中心とした取り組みだけでは対応が難しい問題が顕著化しています。その問題に対し、社会福祉協議会としてこれまで以上に一層の各種団体と連携・推進・強化を図るとともに、社会福祉法改正に伴い、地域における公益的な活動が責務とされた中、他の社会福祉法人・福祉施設と連携をすすめ、制度にとらわれない柔軟な支援を行っていきたいと考えております。

以上のことを踏まえ、本会の基本理念「みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉」を具体化するため以下の事業に取り組んで参ります。

Ⅱ 重点目標

- ◇小地域見守りネットワークづくりの推進
- ◇日常生活自立支援事業
- ◇他の社会福祉法人との連携
- ◇収益事業の検討

Ⅲ 実施計画

粕屋町社会福祉協議会は、粕屋町地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画において掲げた「みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉」～だれもが安心・安全に暮らせる地域社会をめざして～を理念のもと、4つの目標に沿った活動を展開していきます。

目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰が必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

1. 情報提供の充実

※NO網掛けは受託事業

※具体的実施事業網掛けは共同募金配分金事業

(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える

NO	具体的事業・活動	内 容
1	社協だよりの発行（全戸配布）	多くの住民に読んでもらえるような紙面づくりや、高齢者や障がいのある人等に配慮した文字や文章等の工夫に努めます。
2	子育て情報誌「かすやキッズネット」の発行 (年12回)	ニーズに合った紙面づくりと工夫に努めます。
3	地域見守りチラシ等の配付（全戸配布）	小地域での見守り等について情報を広くわかりやすく掲載しながら、住民と情報を共有していきます。
4	障がい者団体紹介のリーフレット配付やホームページへの掲載（随時）	希望に応じ、各種障がい者団体のリーフレットや団体紹介等の情報を伝えます。

NO	具体的事業・活動	内 容
5	ホームページの活用・更新（随時）	随時更新を行い、社協の事業活動等最新の情報を掲載し、住民と情報を共有していきます。
6	地域座談会の開催	社協事業に関することや地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。
7	福祉総合相談の実施、連携	相談者である町民や団体に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。
8	ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業 （年9回、弁当配付）	お弁当配付・調査時等に訪問された際、必要に応じて福祉サービスに関する情報を提供します。
9	ひとり暮らし高齢者等電話訪問活動 （月～金曜日 午前、午後に分けて実施）	電話訪問で、利用者が不安を感じたりした場合、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。
10	生活福祉資金貸付事業（県受託）	相談者や対象者に対し、必要に応じて、生活福祉資金等に関する情報を提供します。
11	日常生活自立支援事業（県受託）	相談者や対象者に対し、必要に応じて、日常生活自立支援事業に関する情報を提供します。

（２）情報の交換や共有をすすめる

NO	具体的事業・活動	内 容
1	民生委員・児童委員との連携強化	定例民生委員・児童委員会等で、情報交換や意見交換を行いながら、地域における福祉課題等を把握し、情報を共有していきます。
2	他の福祉サービス事業所との体制づくり	他の社会福祉法人と連携して失業や病気などで生活に行き詰まった地域住民を緊急支援する「ふくおかライフレスキュー事業」へ参加、協力して、地域における福祉課題等を把握し、情報を共有していきます。
3	行政機関との連携強化	さまざまな福祉ニーズに対応できるように行政機関との情報を共有していきます。
4	地域座談会の開催（重複）	各地区の小地域福祉活動を集約し、座談会参加者等との情報を共有していきます。

2. 相談支援の充実

(1) 相談機能を強化する

NO	具体的事業・活動	内 容
1	心配ごと相談所の開設（月2回、午前中） （町補助）	日常生活の悩みや心配ごとに応じ、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談所」を開設し、無料弁護士相談を行います。
2	福祉総合相談の実施、連携（重複）	専門機関や関係機関との連携を深めながら、社協が適切な連絡・調整機能を果たすことで、福祉課題の解決をめざしていく福祉総合相談を実施します。
3	ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業（重複） （年9回、弁当配付）	お弁当配付・調査時等に訪問された際、必要に応じて、適切な福祉サービスの利用につながるよう相談支援を行います。
4	ひとり暮らし高齢者等電話訪問活動（重複） （月～金曜日 午前、午後に分けて実施）	電話訪問活動で、利用者が不安を感じたりした場合、必要に応じて、適切な福祉サービスの利用につながるよう相談支援を行います。
5	生活福祉資金貸付事業（県受託）（重複）	利用契約時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じていきます。
6	日常生活自立支援事業（県受託）（重複）	利用契約時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、家庭訪問等による相談も行います。

(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

NO	具体的事業・活動	内 容
1	福祉研修会の開催（年1回）	区長、民生委員・児童委員、福祉委員、社協役員等の福祉に関する意識向上のために研修会を行うことで、地域において相談支援に携わる人たちが、身近な相談相手となるように開催します。
2	福祉委員研修会の開催（年1回）	福祉委員に対する小地域福祉活動等に関する理解を深めるために研修会を行うことで、福祉委員が身近な相談相手となるように開催します。

目標 2 安心して安全な暮らしを支える基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

1. 地域での福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

NO	具体的事業・活動	内 容
1	指定居宅介護支援事業	介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。
2	障がい児放課後等対策事業（町受託）	障がいのある子どもの学童保育、およびその家族の一時的な休息を目的に、障がい児放課後等対策事業を実施します。
3	ふれあいバス（町内巡回バス）の運行管理（町受託） 土日祝日年末年始（12/29～1/3）運休	福祉センターを拠点として町有施設への交通手段を確保するため、ふれあいバス（町内巡回バス）の運行管理を行います。
4	外出支援の充実（車椅子の無料貸出）（随時）	高齢者等の外出支援の充実を図るため、一時的に車椅子が必要な人に対し無料で車椅子の貸し出しを行います。
5	苦情相談窓口の設置	苦情解決に向けた相談窓口を設置し、苦情相談受付担当者と解決責任者を配置します。
6	第三者委員の設置	苦情相談に対し、第三者委員を設置し、第三者の公平な立場での苦情解決と調整を行っていきます。
7	生活福祉資金貸付事業（県受託）（重複）	福岡県社協が実施している貸付制度の窓口業務を行い、低所得世帯、障がい者世帯、また、失業等によって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、当世帯の生活の自立を支援していく生活福祉資金貸付事業を実施します。
8	日常生活自立支援事業（県受託）（重複）	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人のなかで、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。

(2) 地域における福祉活動の充実を図る

NO	具体的事業・活動	内 容
1	小地域見守りネットワーク活動の推進	小地域での見守りネットワークを構築し、行政区単位での見守り活動の充実を図りながら、民生委員・児童委員や福祉委員を中心に、小地域（隣近所）において支え合う体制づくりをすすめます。
2	小地域福祉活動の支援	小地域活動を行う行政区に対し、活動費の補助を行います。
3	粕屋町サポーターポイント制度の実施（町受託）	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を円滑にすすめるために取り組む粕屋町サポーターポイント制度事業において、利用者とボランティアの調整等の業務を担当します。
4	福祉委員活動の支援	地域における福祉活動の推進役となる福祉委員に対し、活動費等の援助や、活動にあたっての支援を行います。
5	各種福祉団体活動の支援	地域における福祉活動の基盤整備のため、各種福祉団体との連携を深めながら、活動費補助の援助や、活動にあたっての支援を行います。
6	各福祉団体への活動の場の提供	福祉関連の活動を実践している組織や団体に対して、活動の場を提供します。
7	地域青少年育成支援事業	各行政区での子ども会活動や育成会活動等に対する援助や、活動にあたっての支援を行います。
8	幼稚園等の世代間交流の支援	世代間交流を目的として、幼稚園等に地域の高齢者を招いて頂きます。
9	ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業（重複） （年9回、弁当配付）	ひとり暮らし高齢者等に対し、お弁当の調査・配付をしながら見守り訪問活動をすすめます。
10	ひとり暮らし高齢者等電話訪問活動（重複） （月～金曜日 午前、午後に分けて実施）	ひとり暮らし高齢者等に対し、電話による安否や状況確認を行う活動をすすめます。
11	地域座談会の開催（重複）	小地域における福祉課題の把握や情報の提供、福祉課題の解決に向けた活動の支援をすすめるため、定期的に地域座談会を開催します。
12	他の福祉サービス事業所との体制づくり（重複）	他の社会福祉法人と連携して失業や病気などで生活に行き詰まった地域住民を緊急支援する「ふくおかライフレスキュー事業」へ参加、協力をして、他の福祉サービス事業所とのネットワークを構築し、連携し自立した生活に向けて伴走型支援を行います。

2. いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止のための支援を強化する

NO	具体的事業・活動	内 容
1	虐待問題に関する啓発	見守りチラシ等の中で虐待問題、虐待防止に関することについて啓発活動を行います。
2	子育て支援事業	子育て情報誌のなかで児童虐待防止について啓発活動を行います。

(2) 災害時の避難に備える

NO	具体的事業・活動	内 容
1	災害ボランティアセンターの設置訓練（年1回）	災害ボランティアセンター立ち上げのシミュレーション研修等へ積極的に参加するとともに、同センター運営についてのマニュアルを整備し、同センターの設置訓練を行います。
2	小地域見守りネットワーク活動の推進（重複）	小地域での見守りネットワークを構築し、行政区単位での見守り活動の充実を図っていくなかで、災害発生時に支援が必要な人たちの把握に努めます。

目標3 みんなが気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

1. 学ぶ機会の充実

(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

NO	具体的事業・活動	内 容
1	福祉協力校活動の支援	福祉協力校として活動をすすめる学校と連携を図りながら、福祉教育や校外活動に対し活動費補助の援助をします。
2	総合学習の支援	学校での福祉教育のプログラムづくりの協力や福祉資材の貸出し、講師の派遣等、人的な支援を行います。

(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

NO	具体的事業・活動	内 容
1	発達障がい研修会の開催（年1回）	発達障がいに対する理解を深めるため、研修会等を開催するとともに、関連する情報の提供の充実を図ります。
2	擬似体験用具の貸出	町民、企業、学校、各種団体に対し、加齢や障がいについて理解を深めるため、高齢者や視覚障がいのある人に関する身体的機能を擬似体験し、学習できる用具を貸出します。
3	福祉体験教室の開催（年1回）	育成会等と協力し合いながら、児童・生徒を対象とした福祉に関する体験教室や街頭募金活動等を行います。
4	子育て支援事業（出前講座特別編）	子育て家族に対し、子どもの病気について学ぶ機会を提供するため、講座を開催します。

2. 地域での参加機会の充実

(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る

NO	具体的事業・活動	内 容
1	子育て応援サロンの開催（療育児・親子サロン） （年12回）	作業療法士や臨床心理士等による発達障がいのある子ども（未就学児）の療育や、大学生ボランティアの協力を得ながら、親同士の交流を目的とした子育て応援サロン（療育児・親子サロン）を開催します。
2	子育て支援事業（出前講座）	子育て家族に対し、子どもとその家族同士の仲間づくりができるように、行政区で実施されている親子サロンへ出向き出前講座（親子レクリエーション）を開催します。
3	知的障がい者（児）・発達障がい者（児）親子交流事業（年1回）	知的障がいや発達障がいのある人や子どもと暮らす家族を対象に、同じ悩みを持つ家族同士が語らい、交流を深めることができるような、また、親子のかかわりを深めることができるような場や機会を提供していきます。
4	身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 （年12回）	七色の会（ボランティア）の協力を得て、65歳以上の身体障がい者手帳所持者の人を対象に、ひきこもりや孤立防止を目的としたサロンを開催します。
5	軽運動・趣味の教室の開催	高齢者の生きがい、健康、仲間づくり、介護予防を目的に教室、サークル活動を開催し、支援します。

NO	具体的事業・活動	内 容
6	ひとり暮らし高齢者と語る会の開催（年1回）	ひとり暮らし高齢者向けの介護予防講座を福祉センターで開催します。
7	シルバー囲碁大会の開催（年1回）	高齢者の社会参加を促すため、社協主催の大会を開催します。
8	老人クラブ演芸大会の開催	高齢者の社会参加を促すため、社協、老人クラブ連合会共催で大会を開催します。
9	障がい者スポーツ協会の支援	障がい者団体の大会参加を支援します。
10	郡身障者グラウンドゴルフ大会の支援	
11	福祉センターの管理運営（町受託）	町民の要望に応えられる福祉センターの管理運営をすすめます。
12	小地域見守りネットワーク活動の推進（重複）	小地域での見守りネットワークを構築し、小地域において支え合う体制づくりをすすめる活動の一環として、高齢者を対象とした見守り活動を支援します。

（２）ボランティア活動の活性化を図る

NO	具体的事業・活動	内 容
1	ボランティア保険への加入 （加入手続き・事故対応）	安心してボランティア活動を行うことができるようにボランティア活動保険の説明や加入・支払いの手続きを行います。
2	学生ボランティアの育成	学生ボランティアの育成に向けて、さまざまな場と機会の提供をしていきます。
3	献血推進事業	非対面型のボランティア活動として、献血運動を推進します。
4	ボランティア連絡協議会の支援	ボランティア連絡協議会の基盤整備のため、連携を深めながら、活動費補助の援助をします。
5	ボランティア連絡協議会所属団体の支援	ボランティア連絡協議会所属団体の基盤整備のため、連携を深めながら、活動費補助の援助をします。
6	ボランティア団体レベルアップ研修の支援	ボランティア連絡協議会所属団体の能力向上のため、連携を深めながら、研修会費補助等の援助をします。
7	糟屋地区手話奉仕員養成講座（町受託）	一市、七町で開催されている手話奉仕員の養成講座を開催します。

目標 4 社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会の事業を通じて、町民や行政の信頼に応える組織作りを進めるため、本会の組織体制基盤の強化を図ります。

(1) 役員・評議員等の活動充実

NO	具体的事業・活動	内 容
1	理事会の開催	社協の業務執行の決定等を行う為に理事会を開催します。
2	理事視察研修会の開催	安定した経営をめざし、研修会等を実施します。また、地域における福祉活動や社協の活動の充実に向けての研修会等も実施します。
3	役員・評議員等福祉研修会への参加	
4	社協事業への参加	
5	評議員会の開催	社協の業務執行に対する諮問・チェック機関として評議員会を開催します
6	三部会の開催	各部会に分かれその部会に関する業務報告等を行い意見を伺う為に開催します。
7	法令順守の徹底	社協での事業や活動をすすめるにあたっては、社協運営理念をきちんと踏まえながら、法令はもとより、社協諸規定を適正に順守します。

(2) 法人の健全経営

NO	具体的事業・活動	内 容
1	公認会計士との顧問契約	適正な税務会計事務を遂行するため、公認会計士との顧問契約を締結します。
2	社会保険労務士との顧問契約	適切な労務管理と労働関係規則等を整備するため、社会保険労務士との顧問契約を締結します。

(3) 職員体制と職員育成の充実

NO	具体的事業・活動	内 容
1	職員育成研修の充実	職種、職務、経験別等の育成研修の充実を図るとともに、職場外研修の受講および職場内研修の充実を図ります。
2	適正人員の確保	多種多様になる福祉の課題や要望に対応できるよう適正人員の確保について、行政に対し理解を求めます。

(4) 財政基盤の強化

NO	具体的事業・活動	内 容
1	自主財源の検討	自主財源に関する検討を行います。
2	赤い羽根共同募金活動の推進	共同募金運動の趣旨や意義を広く周知し、募金運動を推進します。
3	補助金の確保	安定した社協運営のため、町からの補助金の確保に努めます。
4	基金等の積立・運用	福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう目的別の基金等の積立と運用を行っています。